

## 蟹江町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、蟹江町内で生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、蟹江町合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、蟹江町補助金等交付要綱(昭和53年蟹江町要綱第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l(日間平均値)以下の機能を有するとともに、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」(平成4年10月30日衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知)が適用されるものをいう。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (3) くみ取り便槽 し尿を貯留し、定期的にこれをくみ取って処分する便槽(泡や水量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取る方式の便槽を含む。)をいう。
- (4) 対象地域 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により定めた事業計画区域以外の地域及びコミュニティ・プラントの汚水処理区域以外の地域をいう。
- (5) 特例地 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により定めた事業計画区域内において下水道の供用が開始されていない土地をいう。

### (補助対象者)

第3条 町長は、対象地域又は特例地において、合併処理浄化槽を

設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 建物等を借りている者で貸主の承諾が得られない者
- (3) 自ら居住を目的とする住宅以外の住宅に合併処理浄化槽を設置する者
- (4) 11人槽以上の合併処理浄化槽を設置しようとする者
- (5) 床面積の2分の1以上を居住の用に供していない建物に合併処理浄化槽を設置しようとする者
- (6) 町税等に滞納がない者(世帯員及び同居人を含む。)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表に掲げる区分につき、それぞれに定める額を限度とする。

2 対象地域において単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去と併せて合併処理浄化槽を設置する場合の補助金の額は、前項に規定する額に90,000円を加算した額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)

は、補助対象工事に着手する前に、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し、建築確認通知書の写し及び浄化槽調書の写し
- (2) 配置図及び排水経路図
- (3) 配置場所の案内図
- (4) 既存の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の写真及び位置図(撤去を含む工事のみ。)

- (5) 合併処理浄化槽設置工事見積書の写し（単独処理浄化槽又はくみ取便槽を撤去処分する場合にあっては撤去費を含む。）
- (6) 建物等を借りている者は、貸主の承諾書
- (7) 工事請負契約書の写し
- (8) その他町長が必要と認める書類  
（補助金の決定及び通知）

第6条 町長は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し適当とみとめたときは、交付の決定をしなければならない。

- 2 町長は、前項補助金の交付を決定したときは、補助要綱第6条に定める補助金等交付決定通知書により、申請者に通知をする。この場合において、町長は、補助金交付の目的達成のため必要な条件を付すことができる。

（変更承認申請等）

第7条 前条の規定により、補助金等交付決定通知を受けた後において、申請内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに補助要綱第9条に定める補助事業等計画変更届を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を町長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、補助事業の完了の日から30日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し
- (2) 浄化槽法定検査依頼書（手数料領収印のあるもの）の原本
- (3) 浄化槽法定検査契約書の写し

- (4) 浄化槽使用開始報告書の写し（町長が適当と認めたときは、浄化槽工事完了報告書の写し）
  - (5) 浄化槽工事費の領収書（補助対象経費の内訳が表示されたもの）の写し
  - (6) 工事施工写真
  - (7) 浄化槽設備士が確認したチェックリスト
  - (8) 補助対象者が合併処理浄化槽を設置した住居に居住していることを示す住民票の写し（発行後3ヶ月以内のものに限る。）
  - (9) 単独処理浄化槽を撤去した場合にあっては、浄化槽使用廃止届出書の写し
  - (10) 既存便槽を撤去した場合にあっては、最終清掃実施記録の写し
  - (11) その他町長が必要と認める書類
- （施行の確認）

第9条 町長は、補助事業を適正に執行するための合併処理浄化槽の設置の状況を必要に応じて現場において確認する。

（補助金の交付）

第10条 町長は、第8条の規定により提出された実績報告を審査し、当該補助事業が適当と認めたときは、補助要綱第11条に定める補助金等交付請求書により、補助金等の交付をするものとする。

（補助金交付の取消し、又は補助金の返還）

第11条 町長は、補助対象者が次の各号に該当した場合には、補助金の交付を取り消し、若しくはすでに交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第7条、第10条及び第11条に規定する検査または義務を遵守しないとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町

長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年要綱第3号)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年要綱第12号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年要綱第7号)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年要綱第4号)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年要綱第5号)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年要綱第9号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年要綱第21号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年要綱第2号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年要綱第5号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

人 槽 区 分	限 度 額	
	対 象 地 域	特 例 地
5 人 槽	2 8 9 , 0 0 0 円	1 1 1 , 0 0 0 円
6 ~ 7 人 槽	3 5 9 , 0 0 0 円	1 3 8 , 0 0 0 円
8 ~ 1 0 人 槽	4 7 6 , 0 0 0 円	1 8 3 , 0 0 0 円